

報 道 資 料

発 表 日：令和2年12月6日
問 合 せ 先：食と農の振興部畜産課
須原、高田
0742-27-7448(内線3882)

県内の養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認 及び 奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部第1回本部会議の開催について

12月5日、県内（五條市）の養鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生し、県家畜保健衛生所で検査を行ったところ、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定されました。

速やかな防疫措置を行うため、簡易検査の結果を受け、第1回本部会議を12月5日19時から開催しました。

なお、本県での発生は、平成23年2月の発生以来、2例目となります。

1 養鶏農場の概要

所在地：五條市

飼養羽数：約8.3万羽（採卵鶏）

2 経緯

1. 令和2年12月5日（土）9時40分、農場から県家畜保健衛生所に「死亡羽数増加（30羽死亡）」との連絡。

2. 同日、正午

県家畜保健衛生所が立入検査を行い、A型インフルエンザの抗原の簡易検査を実施したところ、陽性を確認。

3. 6日 0時

県のPCR検査の結果を踏まえ、農林水産省により高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

3 奈良県特定家畜伝染病防疫対策本部 第1回本部会議の概要（別紙参照）

（1）開催日時：令和2年12月5日（土）19時から

（2）場 所：奈良県庁 第1会議室

（3）議 題：県内の養鶏農場におけるA型インフルエンザの抗原の簡易検査について

4 今後の対応

疑似患畜の確定を受け、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始しました。

1. 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき、飼養家きんのと殺等、必要な防疫措置を開始。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を開始。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置し畜産関係車両の消毒を開始。

5 報道機関へのお願い

- 1) これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- 2) 農場への取材は、本病を含む家畜伝染病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むようご協力をお願いいたします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- 3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。